

大谷第四自治会自主防災会会則

(会の名称)

第1条 この会は、大谷第四自治会自主防災会（以下「本会」という）と称する。

(設置目的)

第2条 本会は、地域連帯と相互扶助の精神に基づいて、自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震など」という）発生時における被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 地震などに対する予防
- (3) 地震などの発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策
- (4) 前号に関する訓練
- (5) 資機材などの整備
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会は、大谷第四自治会に所属する世帯をもって構成する。

(組織および任務)

第5条 第3条の活動を行うために次の班を置き、それぞれ別表に定める任務を分担する。
総務班、消火班、情報班、避難誘導班、救護班、給水給食班

(役員および組織編成)

第6条 本会に次の役員を置き、組織編成は別図の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 班長 各班1名
- (4) 副班長 各班1名
- 2 会長は自治会会長が兼務する。
- 3 副会長は自治会副会長の中から会長が委嘱する。
- 4 班長及び副班長は、自治会役員の互選または会員の推薦により、会長が委嘱する。
- 5 役員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(防災会議)

第7条 本会の運営および活動を協議するため防災会議を置く。

2 防災会議は役員をもって構成し、必要の都度会長が召集する。

(防災計画)

第8条 本会は、年度毎に第3条に定める防災活動を行うための防災計画を作成する。

(対策本部)

第9条 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、必要に応じて自治会館に対策本部を設置する。

(市その他関係機関・団体との協力体制)

第10条 本会は災害対策の万全を期すため、市および関係機関ならびに隣接自治会等と常に緊密な連絡をとり、応援協力体制を確立しておくものとする。

(会費および経費)

第11条 本会の会費および運営に要する経費は、さいたま市からの補助金および助成金、ならびに自治会会計をもって当てることとし、会計処理および会計監査は自治会会計に含めて取り扱うものとする。

(その他)

第12条 この会則に定めのない事項については、防災会議で協議して定める。

付 則

この会則は、平成15年12月1日から施行する。

別表

任 務 分 担 表

	平 常 時	災 害 時
会 長	防災会議の取りまとめ	災害対策本部長
副 会 長	防災会議の司会、統括	災害対策副本部長
総 務 班	・ 防災計画の策定 ・ 年間活動計画の策定、取りまとめ ・ 市その他防災機関との連携 ・ 各班合同の防災訓練の実施	・ 対策本部の設置および運営 ・ 各班の連絡調整
消 火 班	・ 出火防止、消火器等の消火機材の充実 ・ 消火訓練	・ 初期消火活動 ・ 火災情報の本部および関係機関への連絡
情 報 班	・ 防災情報の収集、記録 ・ 防災知識の普及・啓発	・ 災害情報の収集・伝達 ・ 広報活動 ・ 市災害対策本部（各支所等）とのパイプ役
避 難 誘 導 班	・ 避難場所・経路の確認と周知徹底 ・ 自治会内および周辺の防災マップ作成 ・ 人員名簿の作成	・ 人員確認 ・ 指定避難所の設置協力 ・ 住民の避難誘導
救 護 班	・ 要援護者の安全確保・救護計画 ・ 救護活動のための資機材整備・技術習得 ・ 応急手当訓練	・ 救護所の設置・運営 ・ 負傷者の救護 ・ 医療機関との連携 ・ 救援物資受入・配分
給 水 給 食 班	・ 給食・給水活動計画・訓練 ・ 地元食料販売業者等との食料供出協定 ・ 地域にある井戸の把握	・ 食料、飲料水の調達、配分
そ の 他	・ 本会の会計および会計監査は自治会の会計、会計監査に含める。	

※ 災害時には、分担表の任務以外でも各班とも協力し合い、連携を取りながら臨機応変に対応するものとする。

別図

大谷第四自治会自主防災会 組織編成図

